

第2号議案

一般社団法人 低炭素投資促進機構との機密保持契約の締結について (案)

令和2年6月5日に成立した強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（エネルギー供給強靱化法）において電力広域機関の業務が追加された。

追加された業務のうち、再生可能エネルギー固定価格買取制度における費用負担調整業務及び入札業務の移管に関する取引（以下「本取引」という。）について法律の施行前に検討を行うため、移管元の一般社団法人 低炭素投資促進機構と機密保持契約を締結する。

以 上

【添付資料】

別紙：機密保持契約書（案）

機密保持契約書（案）

一般社団法人 低炭素投資促進機構（以下「甲」という。）と電力広域的運営推進機関（以下「乙」という。）とは、再生可能エネルギー固定価格買取制度における費用負担調整業務及び入札業務の移管に関する取引（以下「本取引」という。）について検討するにあたり、甲又は乙が相手方に開示する機密情報の取扱いについて、以下のとおりの機密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（機密情報）

本契約における「機密情報」とは、甲および乙が口頭、書面またはデータ等の形式によって相互に開示する、本取引に必要な取引情報、製品情報、技術情報等の情報であって、相手方より機密である旨が明示されたすべての情報をいうものとし、開示の形態及び媒体を問わないものとする。ただし、口頭、映像その他その性質上機密である旨の表示が困難な形態又は媒体により開示、提供された情報については、開示者が受領者に対し、機密である旨を開示時に伝達し、且つ、当該開示後15日以内に当該機密情報を記載した書面を機密である旨の表示をして交付することにより、機密情報とみなされるものとする。

2 前項にかかわらず、開示を受けた当事者が書面によってその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は機密情報の対象外とするものとする。

- ① 開示を受けたときに既に保有していた情報
- ② 開示を受けた後、機密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- ③ 開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
- ④ 開示を受けたときに既に公知であった情報
- ⑤ 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

第2条（機密情報等の取扱い）

甲又は乙は、相手方から開示を受けた機密情報及び機密情報を含む記録媒体若しくは物件（複写物及び複製物を含む。以下「機密情報等」という。）の取扱いについて、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- ① 情報取扱管理者を定め、相手方から開示された機密情報等を、善良なる管理者としての注意義務をもって厳重に保管、管理する。
 - ② 機密情報等は、本取引の目的以外には使用しないものとする。
 - ③ 機密情報等を複製する場合には、本取引の目的の範囲内に限って行うものとし、その複製物は、原本と同等の保管、管理をする。
 - ④ 漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、又はそのおそれがあることを知った場合は、直ちにその旨を相手方に書面をもって通知する。
 - ⑤ 機密情報の管理について、情報取扱管理者を定め、書面をもって情報取扱管理者の氏名及び連絡先を相手方に通知する。
- 2 甲又は乙は、次項に定める場合を除き、機密情報等を第三者に開示する場合には、書面により相手方の事前承諾を得なければならない。この場合、甲又は乙は、当該第三者との間で本契約書と同等の義務を負わせ、これを遵守させる義務を負うものとする。
- 3 甲又は乙は、自身の役員及び従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士等の法令上の守秘義務

務を負う第三者以外に開示する場合又は法令に基づき機密情報等の開示が義務づけられた場合には、機密情報等を開示することができる。但し、法令に基づき機密情報等を開示する場合には、事前に相手方に通知し、開示につき可能な限り相手方の指示に従うものとする。

第3条（返還義務等）

本契約に基づき相手方から開示を受けた機密情報を含む記録媒体、物件及びその複製物（以下「記録媒体等」という。）は、不要となった場合又は相手方の請求がある場合には、直ちに相手方に返還するものとする。

- 2 前項に定める場合において、機密情報が自己の記録媒体等に含まれているときは、当該機密情報を消去するとともに、消去した旨（自己の記録媒体等に機密情報が含まれていないときは、その旨）を相手方に書面にて報告するものとする。

第4条（損害賠償等）

甲若しくは乙、甲若しくは乙の従業員若しくは元従業員又は第2条第2項の第三者が相手方の機密情報等を開示するなど本契約の条項に違反した場合には、甲又は乙は、相手方が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、相手方に生じた損害を賠償しなければならない。

第5条（有効期限）

本契約の有効期限は、本契約の締結日から起算し、満3年間又は本取引が実行される日までとする。期間満了後の1ヵ月前までに甲又は乙のいずれからも相手方に対する書面の通知がなければ、本契約は同一条件でさらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

- 2 前項にかかわらず、本契約期間中に甲乙協議のうえ別途機密情報について機密保持義務を負う契約を締結した場合は、本契約は終了するものとする。

第6条（協議事項）

本契約に定めのない事項について又は本契約に疑義が生じた場合は、協議の上解決する。

第7条（管轄）

本契約に関する紛争については東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2020年9月 日

甲 東京都中央区日本橋本町四丁目11番5号
一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木 孝夫

乙 東京都江東区豊洲六丁目2番15号
電力広域的運営推進機関
理事長 金本 良嗣